

2007.10.16

産総研コンソーシアム
「ダイバーシティ・サポート・オフィス(DSO)」
発足記念ワークショップ

補足資料 目次

- p.1 科振費「女性研究者グローバルエンカレッジ」プレス発表資料
p.5 産総研コンソーシアム一覧
p.6 産総研コンソーシアム規定(産総研内規)
p.8 「ダイバーシティ・サポート・オフィス(DSO)」説明資料
p.13 「ダイバーシティ・サポート・オフィス(DSO)」運営会則
p.17 入会申込書



ダイバーシティ・サポート・オフィス

産業技術総合研究所 男女共同参画室

計画構想・概要

- 提案課題名 「女性研究者グローバルエンカレッジング」
 ○総括責任者名 「吉川 弘之」
 ○提案機関名 「独立行政法人 産業技術総合研究所」

機関の現状

【女性研究者の人数及び今後の見通し】独立行政法人 産業技術総合研究所（以下、産総研）では、現在女性研究者（常勤職員及びポストク）の在職比率＝6.9%（2007年1月1日現在202名/2944名）である。第2期中期計画（H17年—H22年終了までに現在の採用者数に対する女性の比率（6.8%）を倍増する。

【女性研究者支援に関する現在の取組状況】以下のアクションプランを推進している。

1. 男女共同参画の意識喚起・啓蒙：産総研男女共同参画宣言（2006年2月10日）、講演会、シンポジウムの開催、管理者研修会開催など。
2. 女性職員の採用増大：ロールモデルとしてのOGと学生との意見交換を重視したリクルート活動、採用審査時の女性研究職ポジティブアクション。
3. キャリア育成：カウンセリング制度、OJTを組み込んだ体系的な研修システム導入など。
4. 勤務環境整備：一時預り保育制度を充実し、所内WEB等で支援に必要な情報を提供。産休・育休時の代替要員の配置。育児特別休暇の導入。
5. 男女共同参画の総合推進：恒常的活動を行うための男女共同参画室の設置。

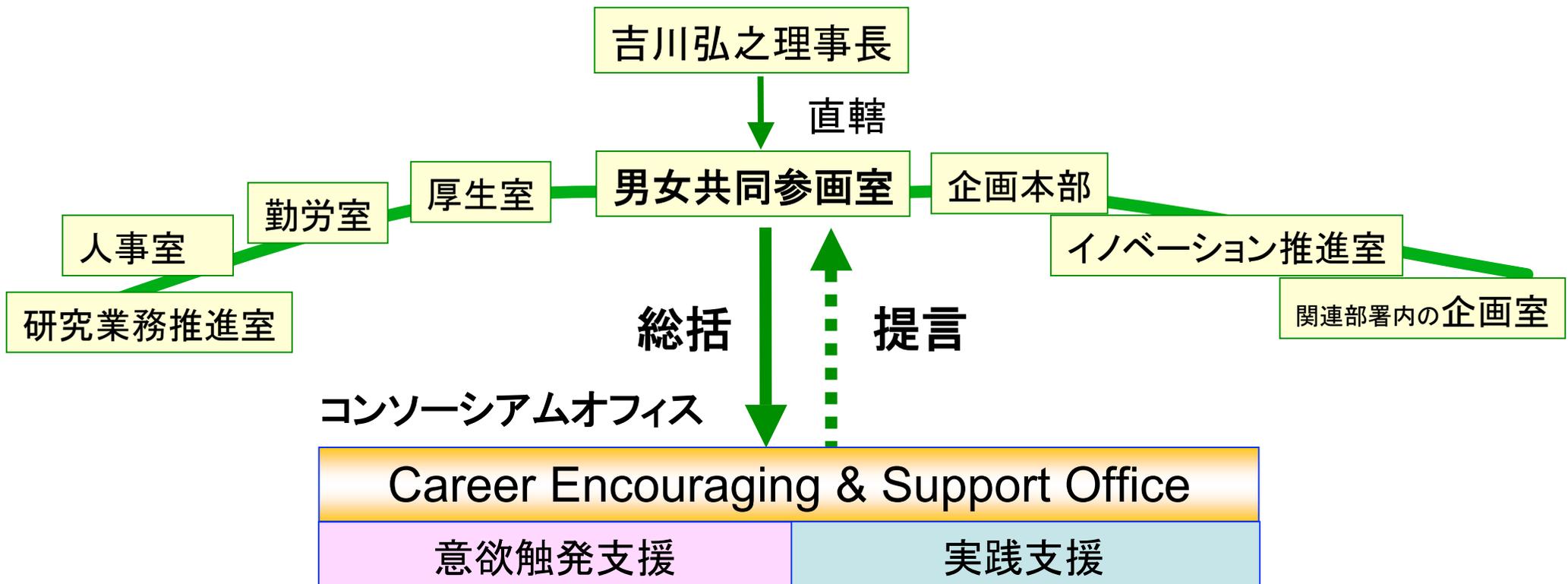
計画構想

組織を超えた女性研究者支援を実現するためのコンソーシアムオフィスを立ち上げ、その下で、「研究実績を積み重ねる意欲をエンカレッジするための支援（意欲触発支援）」「育児や介護中においてもその意欲を実現するための支援（実践支援）」を行う。意欲触発支援として具体的事例と結びつけた「女性研究者のマルチロードマップ」を作成するとともに、「キャリアアドバイザーとの会合」や「ロールモデルとの交流会」などを通じて、各自の様々な状況に応じた将来の見通しを高める支援を行う。キャリアアップに重要な経験を実践する支援としては、「出張先ベビーシッター、出張時留守宅介護サービス」「保育施設つき留学先紹介」などの制度を充実させ、非日常的なステップアップの機会を逃さないための支援を強化する。オフィスには、専任のキャリアアドバイザー、および、情報システム担当者を置き、キャリアアドバイザーに必要な情報の収集・データベース化・公開までを一連の流れとして行う。

達成目標（ミッションステートメント）

コンソーシアムオフィスでは、具体的な事例と結びつけた「女性研究者のマルチロードマップ」、「育児・介護支援ガイド」などの支援知識の蓄積、および、こうした情報収集活動やアドバイス経験により女性研究者支援のスペシャリストとなる人材の育成を行い、プロジェクト終了後、自立したコンソーシアムオフィスとして継続することを目指す。プロジェクト期間中の具体的数値目標としては、コンソーシアムスタイル試行への参加機関数を10以上、産総研外部へのサービス提供数30以上、支援オフィスWEBアクセス数1000以上を目指す。産総研内の女性研究者支援策としては、「新たな育児支援就業制度の導入」「出張時の育児/介護支援対策推進」を実現し、第2期中期計画開始時の女性採用者数比率（6.8%）の倍増を実現する。また、産総研内女性研究者の研究活動活性化の目安として、国内会議発表件数、国際会議発表件数、発表論文数、留学数ともに増加を目指す。この試行期間を通じ、組織を超えた女性研究者ネットワーク、男女共同参画室ネットワークが構築されることが期待され、プロジェクト終了後もこれらを継続し、長期的な課題に関する提言や次世代育成のための活動に役立てる。

実施体制:コンソーシアムオフィススタイルによる支援業務の分離と協調

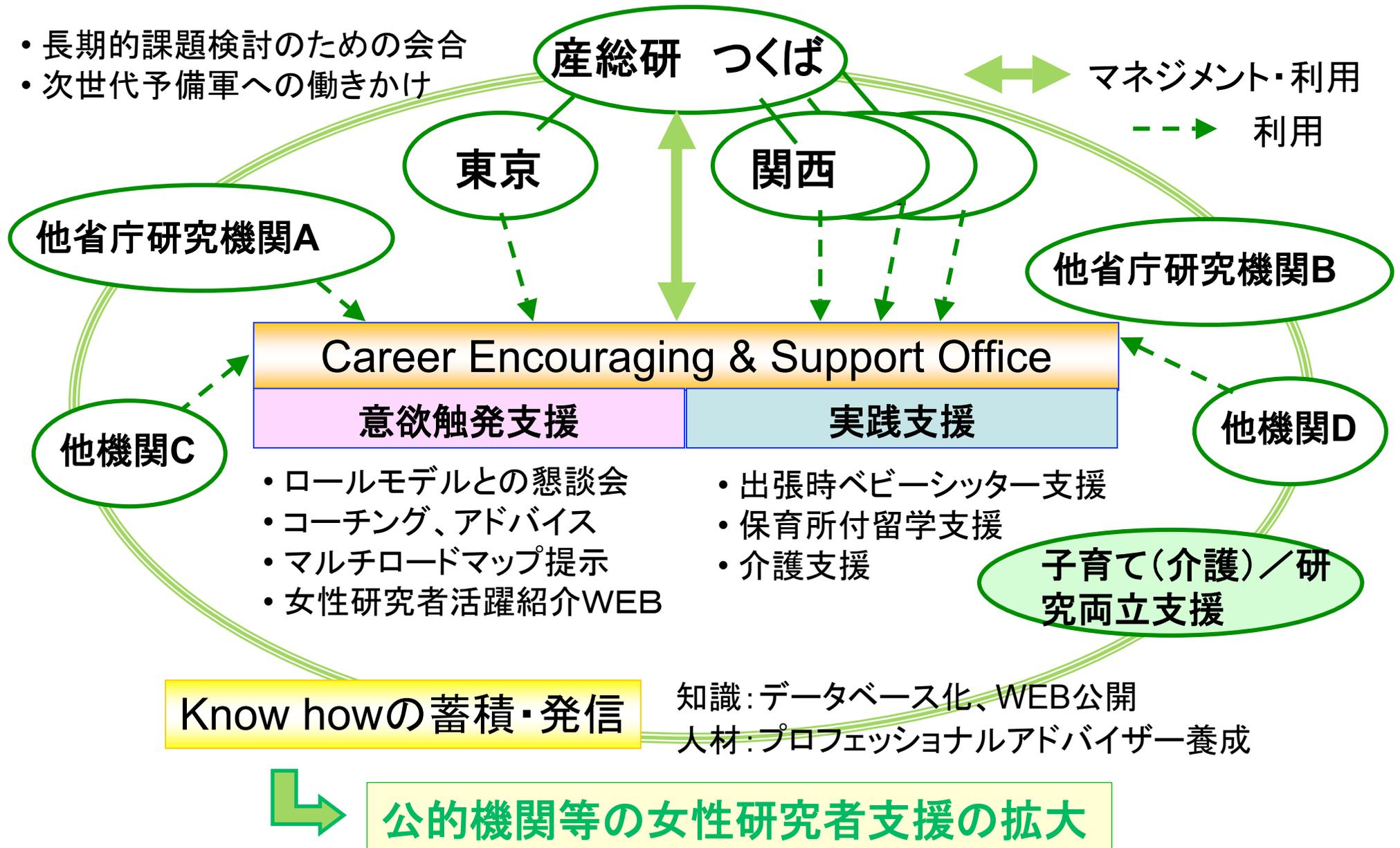


オフィス内人材および担当

職種	担当役割
キャリアアドバイザー	女性研究者ロールモデル把握、マルチキャリアパス作成、コーチング、アドバイス、組織運営への提案、講演会・交流会の企画
情報システム担当者	収集情報のデータベース構築、WEBページによる情報公開システム構築、計算機管理
業務支援員	カウンセリングスケジュール管理、講演会・交流会の適任講演者とのアポイントメント、その他雑務

実施内容：産総研内外へ意欲触発と実践の支援

- ・ 長期的課題検討のための会合
- ・ 次世代予備軍への働きかけ



ミッションステートメント

○提案課題名	「女性研究者グローバルエンカレッジ」	
○総括責任者名	「吉川 弘之	」
○提案機関名	「独立行政法人 産業技術総合研究所	」

(1) 計画構想の概要

産総研においては、労働時間制度の柔軟化、職場近接の保育施設の充実などの積極的な取り組みを行い、以前より女性研究者にとって働きやすい環境となっているが、女性研究者が長期にわたって活躍するためには、子育て・介護などの理由により限られた時間内で、研究実績を積み重ね、実力をつけなければならないハンディは必然的に存在する。このため、1) 目標を明確にすることにより重要な研究実績を積み重ねる意欲をエンカレッジし、また、2) 育児・介護中でもその意欲を実践しやすくする支援を行い、楽しく自信に溢れた女性研究者数を増加させる。また、産総研外部に目を向ければ、女性研究者数のごく少ない機関ではこうした取り組みが遅れがちであることも事実である。そこで、コンソーシアムスタイルの支援オフィスを立ち上げ、組織を超え、より多くの女性研究者に効果のある支援を実現する。

(2) 実施期間終了時における具体的な目標

コンソーシアム試行への参加機関数を10以上とし、産総研外部へのサービス提供数（ロールモデルとの交流会、カウンセリング、実践のための情報提供）を30以上、蓄積した情報を開示する支援オフィスWEBへのアクセス数が1000以上を目指す。支援知識蓄積として、女性研究者マルチロードマップ、保育・介護支援ガイドなどの作成し、これを公開する。オフィスでの支援活動を通じた、女性研究者支援スペシャリストの養成を行う。また、この支援経験に基づき、産総研組織の新たな育児支援制度、介護支援制度を検討し、導入する。産総研内の女性研究者数を増やす（第2期中期計画開始時の女性採用者数比率（6.8%）の倍増）とともに、女性研究者による国内・国際会議発表件数、発表論文数、留学数の増加を目指す。

(3) 実施期間終了後の取組

産総研下に配置し試行したコンソーシアムオフィスでは、プロジェクト期間中に、支援知識を蓄積し、また支援スキルを備えた人材を育成し、プロジェクト終了後、自立したコンソーシアムオフィスとして継続することを目指す。また、この試行期間を通じ、組織を超えた女性研究者ネットワーク、男女共同参画室ネットワークが構築されることが期待されるが、プロジェクト終了後もこれを継続し、長期的な課題に関する提言や次世代育成のための活動に役立てる。

(4) 期待される波及効果

組織を超えた女性研究者支援をコンソーシアムスタイルで行い、女性研究者支援の広がりにも貢献する。この試みにより、1) 既に支援が進んでいる機関が有する経験の効果的な共有、2) 支援対象者がまとまることによる効率の良い支援、3) 少人数機関における支援の加速化、の効果が期待される。また、意欲触発とその実現支援を明示的に意識し組み合わせた支援を専任スタッフにより実現するスタイルは、将来の支援活動の参考モデルケースとなる。意識触発支援を的確に行うために、ロールモデルとなる先人の女性研究者の多様な経験に基づく、各時期どのような経験・実績が有用かを記したマイルストーン付の女性研究者マルチロードマップを作成するが、これは広く女性研究者支援に有効な資源となる。

平成19年9月1日現在

番号	コンソーシアム名	ユニット名	設置年月日	備考
1	AIST関西懇話会	関西センター	H14.3.20	旧AIST関西センター懇話会
2	グリッド協議会	グリッド研究センター	H14.4.17	
3	システム設計検証技術研究会	システム検証研究センター	H14.5.15	旧情報処理研究部門
4	陽電子ビーム利用材料評価コンソーシアム	計測フロンティア研究部門	H15.9.1	旧光技術研究部門
5	デジタルヒューマン技術協議会	デジタルヒューマン研究センター	H15.9.1	
6	陶&くらしのデザインコンソーシアム	中部産学官連携センター	H16.11.1	
7	MZプラットフォーム研究会	ものづくり先端技術研究センター	H16.11.2	
8	障害者の社会参加支援技術コンソーシアム	情報技術研究部門	H17.4.1	
9	実環境計測・診断システム協議会	生産計測技術研究センター	H17.4.1	旧実環境計測・診断研究ラボ
10	光学式非接触三次元測定機精密評価法標準化コンソーシアム	計測標準研究部門	H17.4.1	
11	グリーンプロセスインキュベーションコンソーシアム	コンパクト化学プロセス研究センター	H17.4.1	
12	高濃度オゾン研究会	計測フロンティア研究部門	H17.10.1	
13	持続性木質資源工業技術研究会	サステナブルマテリアル研究部門	H17.11.15	
14	名古屋工業技術協会	中部産学官連携センター	H18.1.1	
15	地質地盤情報協議会	地質調査情報センター	H18.4.1	
16	産総研バイオポリマーコンソーシアム	環境化学技術研究部門	H18.9.1	
17	デバイス計測コンソーシアム	計測フロンティア研究部門	H19.7.20	
18	ダイバーシティ・サポート・オフィス	男女共同参画室	H19.9.1	

(廃止)

コンソーシアム名	ユニット名	設置年月日	廃止
インバータープラズマコンソーシアム	生活環境系特別研究体	H14.6.1	H15.7.1
隣組コジェネレーションシステム研究会	溶融炭酸塩形燃料電池連携研究体	H14.6.3	H16.4.1
超臨界インキュベーションコンソーシアム	超臨界流体研究センター	H15.4.1	H17.3.31
メンブレンインキュベーションコンソーシアム	メンブレン化学研究ラボ	H16.4.1	H17.3.31
バイオメディカルコンソーシアム	光技術研究部門	H14.12.2	H18.3.31
光技術コンソーシアム	光技術研究部門	H15.6.1	H18.3.31
活性化炭応用技術研究会	環境化学技術研究部門	H16.7.1	H18.3.31
車車間通信技術応用コンソーシアム	知能システム研究部門	H16.12.1	H19.3.1
サイバーアシストコンソーシアム (旧サイバーアシスト研究センター)	情報技術研究部門	H13.10.16	H19.3.31
新飛行船システム研究会	知能システム研究部門	H14.2.7	H19.3.31
超臨界流体技術実用化推進研究会	コンパクト化学プロセス研究センター	H17.4.1	H19.3.31

独立行政法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程

17規程第44号
平成17年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）に設置するコンソーシアムについて必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第2条 コンソーシアムは、研究所の業務に係る産学官連携の支援、研究成果の利用促進、情報収集及び提供等の事業を行うことを目的として設置するものとする。

(設置)

第3条 職員は、コンソーシアムを設置しようとするときは、その者の属する部門等（独立行政法人産業技術総合研究所組織規程（17規程第1号）第3章に定める組織をいう。）の長（以下「部門長」という。）の承認を得て、コンソーシアム設置申請書（別紙様式第1）に第4条に定める運営会則を添付し、理事長にコンソーシアムの設置の承認を申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合は、次に掲げる要件に適合するかどうかの判断を行い、コンソーシアム設置申請に係る通知書（別紙様式第2）により、承認又は不承認を前項の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 一 設置目的が前条の規定に合致し、その確実な遂行のための体制が確立されていること。
- 二 独立行政法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に規定する研究所の業務の範囲内であって、中期計画の範囲内の業務に関するものであること。
- 三 研究所が運営するものであること。

3 理事長は、コンソーシアムが前項の要件に適合しなくなったと認める場合は、承認を取り消すことができる。

4 第2項の規定により申請の承認を受けた申請者（以下「設置責任者」という。）は、当該コンソーシアムに係る事務を行うものとする。

(運営会則)

第4条 第3条第1項に規定する運営会則には、当該コンソーシアムに係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
- 二 設置部門等
- 三 設置目的及び事業内容
- 四 構成員に関すること。
- 五 役員に関すること。
- 六 運営に関すること。
- 七 会計（次条に掲げる参加者の負担金がある場合には、当該負担金に係るものを含む。）に関すること。
- 八 秘密情報及び知的財産権に関すること。
- 九 その他必要と認められること。

2 設置責任者は、運営会則を変更したときは、速やかに変更後の運営会則を理事長に提出しなければならない。

(経費の負担等)

第5条 コンソーシアムの活動に要する経費（事務局経費を含む。）は、構成員にその一部の負担を求めることができる。

2 前項の規定により負担を求めることとした場合の当該負担金の徴収は、寄付金又は会費によることとし、運営会則に規定する。

- 3 前項の場合において、負担金の徴収を寄付金によることとした場合にあっては、運営会則に、負担金を法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第4項第3号に規定する寄附金として取扱う旨を併せて規定するものとする。

（事業報告）

- 第6条** 設置責任者は、毎事業年度の終了後速やかに、当該コンソーシアムに係る事業報告書並びに翌事業年度の事業計画書及び構成員名簿を理事長に提出しなければならない。

（廃止）

- 第7条** 設置責任者は、自らコンソーシアムを廃止する場合又は第3条第3項の規定により承認を取り消された場合は、部門長の承認を得て、コンソーシアム廃止届出書（別紙様式第3）を理事長に提出するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（コンソーシアム設置規則の廃止）

- 2 コンソーシアム設置規則（13規則第13号。以下「規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定により廃止された規則によりなされた申請、承認、作成その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によってしたものとみなす。

産業技術総合研究所ダイバーシティ・サポート・オフィス 説明資料

1. コンソーシアムの提案の背景と目的

(施策ノウハウの共有促進、情報の収集及び提供等)

[目的]

産業技術総合研究所ダイバーシティ・サポート・オフィス（以下略して本オフィス）は、産業技術総合研究所が蓄積してきた各種の男女研究者支援事業の先進的なノウハウに加えて、平成19年度より産業技術総合研究所が実施する、科学技術振興調整費（女性研究者支援モデル育成）「女性研究者グローバルエンカレッジ」事業で蓄積される新たなノウハウを、女性研究者支援の面から他の研究機関と共有することを目的に設置するものである。

本オフィスでは、懇談会やコーチングアドバイス等の女性研究者の意欲触発支援事業を行うとともに、子育て支援等の実践支援事業のノウハウの普及を行う。また、女性研究者支援 web 等の知識データベースの内容の豊富化と普及に取り組むとともに、その他本オフィスの目的達成に必要な事項を事業として実施する。

[背景]

男女共同参画社会基本法（1999年施行）を受けて策定された男女共同参画計画においては、「男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを」旨とした男女共同参画社会の形成の必要性が指摘されている。

このような社会背景の中で、産業技術総合研究所は2006年2月に男女共同参画宣言を行い、2006年3月に男女共同参画室を設置し、男女の研究者が働きやすい研究環境の整備に以前に増して力を入れてきたところである。

ところで、他の研究機関を見ると規模によっては女性研究者の在籍数がごく少ないために女性研究者支援ノウハウの蓄積が難しい上に、女性研究者支援事

業のコスト効率が低くなりがちであるなど、この種の事業の円滑な実現への困難が見うけられる。

このような中で2006年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」は女性研究者の活躍促進策実施の必要性を指摘し、研究の「環境整備のみならず意識改革を含めた取り組み」として、他のモデルとなるような事業に取り組む研究機関に対して国の施策として支援することを事業計画の1つに定めている。

「第3期科学技術基本計画」に呼応して文部科学省振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業がスタートし、当該事業に対して産業技術総合研究所が提案した「女性研究者グローバルエンカレッジ」が平成19年度に採択されたところである。

採択課題「女性研究者グローバルエンカレッジ」では、産業技術総合研究所が女性研究者の意欲触発支援や実践支援の事業を通じてノウハウの蓄積を行い、コンソーシアムオフィスを通じて他の研究機関に発信し、他の研究機関と情報の共有を行いながら女性研究者支援をサポートすることが構想の中心に据えられている。また、女性研究者支援のコンソーシアムオフィスの設置が達成目標の冒頭に掲げられている。

2. ダイバーシティ・サポート・オフィスと独立行政法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号、最終改正：平成16年法律第83号）第11条に定める業務との関係

本オフィスの業務は、独立行政法人産業技術総合研究所法 第11条「五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。」に関係する。

3. ダイバーシティ・サポート・オフィスと中期計画との関係

本オフィスの業務は、産業技術総合研究所 第2期 中期計画が目指す、以下の項目に関係する。

（優秀かつ多様な人材の確保 より抜粋）女性にも働きやすい環境を整備し、女性職員の採用に積極的に取り組む。特に研究系の全採用者に占める女性の比率を第II期中期目標期間末までに、第I期中期目標期間の実績から倍増するこ

とを目指す。

4. ダイバーシティ・サポート・オフィスと部門等におけるミッションとの関係

本オフィスの業務は、男女共同参画室のミッションステートメントである「産業科学技術分野という女性の進出の遅れている分野において、産業技術総合研究所が率先して女性職員の積極的採用を行い、多様な視点を醸成するとともに、男女職員が共に働きやすい環境を整備する」活動を通じて得つつある知見とノウハウを他研究機関と共有し、他研究機関の女性研究者の研究環境の整備の支援に資することを目的とするものである。男女共同参画室のミッションの遂行そのものと成果普及に資する業務である。

5. 本オフィスをコンソーシアムとして研究所に設置する必要性及び期待される効果

次の理由で、コンソーシアムを研究所に設置する必要がある。

平成19年度には文部科学省振興調整費（女性研究者支援モデル育成）課題「女性研究者グローバルエンカレッジ」が採択されている。

本課題では産業技術総合研究所が女性研究者支援のための意欲触発支援や実践支援のノウハウを蓄積・発信し、他省庁研究機関にそれらの情報を提供して支援するコンソーシアムオフィスの設置を達成目標の一つに掲げたものである（1. [背景]参照）。

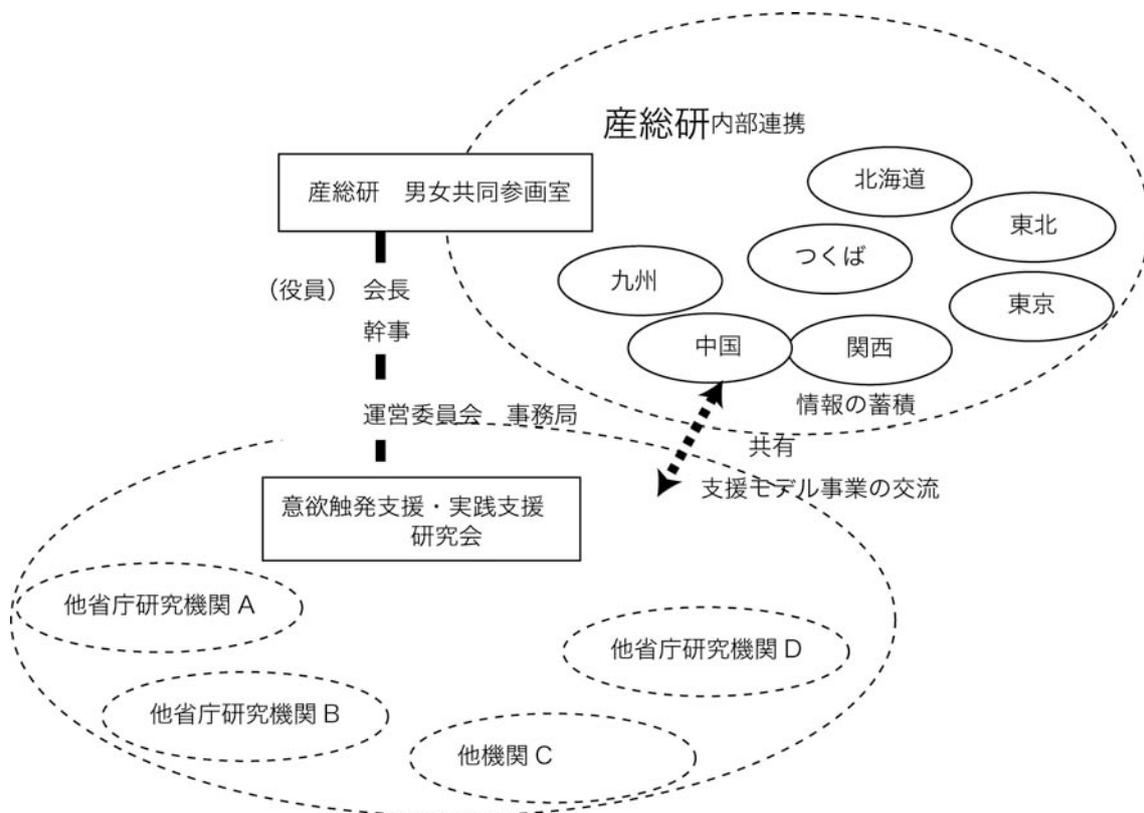
上記コンソーシアムオフィス設置の前段階として、女性研究者支援モデル事業としてのコンソーシアムオフィスを設立することは、本提案の中心に据えた事業であるので、本オフィスを研究所に設置する必要性は極めて高い。

産業技術総合研究所は独立行政法人各研究所の中でもとりわけ規模が大きく、率先して積み上げてきた女性研究者支援、および男女研究者のワークライフバランス支援のノウハウが蓄積されてきている。他の研究機関に先駆けて幅広い女性研究者支援の経験を蓄積してきた産業技術総合研究所がコンソーシアム・オフィスを設置することにより、女性研究者支援の一層の前進を見ることが期待される。

6. コンソーシアムの体制に関すること

産業技術総合研究所 男女共同参画室の下に本オフィスの会長および幹事を置き、運営委員会ならびに事務局を設置する。さらに会員各研究機関と連絡協議会のための運営委員会を設置し、情報の蓄積・共有・支援モデル事業の交流のために「意欲触発支援・実践研究会」を設置する。

なお、本オフィスの会員間における情報の取扱いと知的財産権の留保及びその取扱いについては、設立規則案に定めるとおりとする。



7. 参加予定者（数）及び参加企業（数）、予算規模及び支出予定項目（内容）

平成19年度中の呼びかけ予定：

筑協を通じて呼びかけの予定である。

[経費等について]

本オフィスの運営に関わる通信費・交通費・事務経費等の経費は男女共同参

画室の経費からの出費を想定しているため、経常運営費の予算・決算行為は行わない。

なお、特定の事業において特別の費用の必要が発生した場合は、運営委員会で評議して臨時費の徴収を決定し、決算を行うことができるものとする。

ダイバーシティ・サポート・オフィス 運営会則

平成19年9月1日

独立行政法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17 規程第 44 号）に基づいて設置する、ダイバーシティ・サポート・オフィスの運営等に必要な事項について、次のように定める。

（設置）

第1条 独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）男女共同参画室に、ダイバーシティ・サポート・オフィス（以下「本オフィス」という）を設置する。

（目的）

第2条 本オフィスは、平成19年度より産総研が実施する、科学技術振興調整費（女性研究者支援モデル育成）採択課題「女性研究者グローバルエンカレッジ」における女性研究者の意欲触発支援並びに実践支援に係る事業のノウハウを蓄積・発信することによって、産総研と周囲の研究機関の女性研究者の活躍を促進することを目指す。

（事業）

第3条 本オフィスは、前条の目的を達成するために、次に掲げる女性研究者支援のための事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 懇談会やコーチングアドバイス等の意欲触発支援事業
- 二 子育て支援等の実践支援事業のノウハウの普及
- 三 女性研究者支援 web 等の知識データベースの内容の豊富化と普及
- 四 その他本オフィスの目的達成に必要な事業

（会員）

第4条 会員とは、本会則に賛同し、本オフィスに参加して本事業の推進を図る者で、原則として法人会員をいう。法人会員は、法人又は団体とする。

（会員の入退会等）

第5条 本オフィスに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出する

ものとし、運営委員会の承認により入会を決定するものとする。

- 2 会員が退会をしようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。

(会員の権利・義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有す。

- 一 本事業への参加
- 二 第10条に定める総会への参加及び議決権の行使
 なお、法人会員及び個人会員の議決権は、それぞれ1とする。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 会員は、第13条の規定に基づき、特別徴収金の支払いの必要が発生した場合はそれを負担するものとする。
- 二 会員は、本オフィスの定める規約その他本オフィスの運営に係わる諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本オフィスの目的を達成するため本事業に協力する。

(役員)

第7条 本オフィスに、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 産総研男女共同参画室に所属する職員のうち、男女共同参画室の長が指名した者
- 二 幹事数名 会長が指名した者
- 2 会長は、本オフィスを代表し、本オフィスの業務を統括する。
- 3 幹事は、会長を補佐する。
- 4 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した幹事はその職務を代行する。
- 5 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第8条 本オフィスの運営を円滑に行うために、本オフィスに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長及び幹事から構成される。
- 3 運営委員会の委員長は会長が務める。

(事務局)

第9条 本オフィスの事務局は、産総研男女共同参画室に置く。

2 事務局は、会長が指名した幹事が務めることとする。

(総会)

第10条 総会は会長が毎年召集し、総会の議長は会長が行う。

2 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本オフィスの運営に関する次の事項を決議する。

一 事業計画

二 事業報告及び運営費にかかる収支決算（臨時費を徴収した場合に限る。）報告

三 その他、運営に関する事項

3 総会は会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会計年度)

第12条 本オフィスの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度は、開始年月日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第13条 本オフィスの運営費は、産業技術総合研究所男女共同参画室が負担する。

2 本オフィスにおいて、特別の事業を行なう場合には、運営委員会で評議のうえ臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第14条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 当該事業年度の収入及び使途並びに経理状況を、会長が運営委員会に報告するものとする。

(情報の取扱い)

第15条 本事業に関連して、会員間において開示されるすべての情報は、秘密として取扱

う義務を負わないものとし、会員は、本事業で得た情報を自己の事業活動に使用し、又は他の会員に開示することができる。ただし、会員間において、別途秘密保持契約等の契約締結により秘密保持義務が課され、その当事者間で秘密の情報が特定され開示を受けた場合の当該情報の取扱いについては、この限りでない。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第16条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産権(産業財産権、ノウハウ及び著作権)を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産権に基づく実施権又は利用権の許諾をするものと解釈してはならない。

2 前条ただし書きにおいて、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、前条に規定する秘密保持契約等によるものとする。

(解散)

第17条 本オフィスの解散は、本オフィスの運営が困難となった場合、運営委員会の議決に基づき、総会の議決を得て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第18条 本会則の改廃については、総会の議を経て定める。

(設置期間)

第19条 本オフィスの設置期間は、1年間とする。ただし、総会において事業継続の意思が表明された場合、産総研の第2期中期計画期間内において、自動的に1年毎、更新延長する。

(協議)

第20条 本会則に定めのない事項については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、平成19年9月1日から施行する。

ダイバーシティ・サポート・オフィス 入会申込書

平成____年____月____日

以下のとおりダイバーシティ・サポート・オフィスへの入会を申し込みます。

企業・団体名（所属部課名）：

代表者名（所属部課長名）：

申込者 所属部署名：

申込者：

連絡先住所：

〒

連絡先電話番号：

連絡先 FAX 番号：

連絡先 E-mail アドレス：

本オフィス HP に企業等 HP のリンクを希望される場合その URL：

（個人情報の取り扱いについて）

本申込書に記入された個人情報は厳重に管理し、本オフィス運営の目的にのみ利用させていただきます。

以上____部分をご記入いただいたものを、以下の宛先に郵便・FAX・電子メール等でお送りください。

〒305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央第 2 つくば本部情報技術共同研究棟 6F

男女共同参画室内 ダイバーシティ・サポート・オフィス事務局

TEL : 029-862-6419 FAX : 029-862-6882 E-mail : diversity-s-office@m.aist.go.jp

（TEL は 9 月 5 日から使用可能です。）